

平成27年第14回教育委員会定例会議事録

平成27年8月31日（月）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 平成27年8月31日（月）午後2時00分～午後3時26分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 井 出 隆 安 委 員 對 馬 初 音
委 員 伊 井 希 志 子 委 員 折 井 麻 美 子

出席説明員 事務局次長 徳 嵩 淳 一 学 校 整 備 大 竹 直 樹
担 当 部 長
生涯学習スポーツ 和 久 井 義 久 中 央 図 書 館 長 井 山 利 秋
担 当 部 長
庶務課長 岡 本 勝 実 教 育 人 事 藤 江 敏 郎
企 画 課 長
学務課長 正 田 智 枝 子 特 別 支 援 伴 裕 和
教 育 課 長
学校支援課長 朝 比 奈 愛 郎 学 校 整 備 課 長 喜 多 川 和 美
学校支援課長
生涯学習推進課長 本 橋 宏 己 ス ポ ー ツ 振 興 課 長 人 見 吉 也
生涯学習推進課長
済美教育センター 白 石 高 士 済 美 教 育 セ ン タ ー 大 島 晃
所 長 統 括 指 導 主 事
済美教育センター 手 塚 成 孝 済 美 教 育 セ ン タ ー 加 藤 康 弘
統 括 指 導 主 事 就 学 前 教 育 担 当 課 長
中央図書館次長 吉 川 英 一

事務局職員 庶務係長 井 上 廣 行 法 規 担 当 係 長 岩 田 晃 司
担 当 書 記 小 野 謙 二

傍 聴 者 数 1 名

会議に付した事件

(議案)

議案第56号 地域運営学校（コミュニティ・スクール）の指定について

議案第57号 平成27年度杉並区一般会計補正予算（第2号）

(報告事項)

- (1) 指定校変更（第7号事由）に係る審査基準等の策定について
- (2) 高円寺地域における新しい学校づくりに伴う通学区域の特例措置について
- (3) 区立小学校における特別支援教室の設置について
- (4) 適応指導教室さざんかステップアップ教室「宮前教室」の開設について
- (5) 学校運営協議会委員の任命について
- (6) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (7) 指定管理施設の年末年始の開場について
- (8) 「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」の策定について

目次

議案

- 議案第56号 地域運営学校（コミュニティ・スクール）の
指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 議案第57号 平成27年度杉並区一般会計補正予算（第2号）・・・ 30

報告事項

1 報告事項

- (1) 指定校変更（第7号事由）に係る審査基準等の策定に
ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (2) 高円寺地域における新しい学校づくりに伴う通学区域の
特例措置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (3) 区立小学校における特別支援教室の設置について・・・・・・・・ 12
- (4) 適応指導教室さざんかステップアップ教室「宮前教室」
の開設について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (5) 学校運営協議会委員の任命について・・・・・・・・・・ 18
- (6) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について・・・・ 20
- (7) 指定管理施設の年末年始の開場について・・・・・・・・ 21
- (8) 「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」の策定について・・・・ 22

教育長 ただいまから、平成27年第14回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。本日は馬場教育長職務代理者が欠席でございますが、定足数を満たしておりますので、このまま議事を進めることといたします。

議事進行に先立ちまして、事務局より本日の会議についての説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に伊井委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

次に、本日の議事日程についてでございます。事前のご案内では議案1件、報告事項8件を予定しておりましたが、議案第57号平成27年度杉並区一般会計補正予算第2号が提出されましたので、議案が合計で2件、報告事項が8件となっております。

以上でございます。

教育長 それでは本日の議事に入りますが、ただいま庶務課長から説明がありましたとおり、議案第57号が追加で提出されておりますので、当議案につきましても本日の委員会で審議をしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第57号につきましても、本日の委員会で審議をすることといたします。

なお、議案第57号につきましては、平成27年第3回区議会定例会への提出予定議案で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件となっております。したがって同法第14条第7項の規定により、審議を非公開としたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは議案第57号につきましては審議を非公開とし、他の議案の審議と報告事項の聴取が終了した後に、審議することといたします。

それでは、まず議案第56号の審議を行います。議案の上程、説明は事務局よりお願いをいたします。

庶務課長 それでは日程第1、議案第56号「地域運営学校(コミュニティ・スクール)の指定について」を上程いたします。学校支援課長からご説明いたします。

学校支援課長 それでは、議案第56号につきましてもご説明させていただきます

たいと存じます。今回、区立新泉和泉小学校、和泉中学校及び西宮中学校を、学校運営協議会を置く学校として指定するものでございます。この3校につきましては、これまで学校と地域保護者との信頼関係が築かれてございまして、学校への理解協力体制が整ったということで、地域に開かれた学校づくりを一層進めるため地域運営学校の指定を行うものでございます。

なお、新泉和泉小学校及び和泉中学校につきましては、ことし4月、小中一貫教育校としまして開校したものでございまして、杉並和泉学園を構成する小・中学校として同時に指定するものでございます。

学校運営協議会につきましては、小・中2校合同で行いまして、委員は両校を兼務する予定でございます。

第56号議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

對馬委員 小中両方兼務するということは、人数の枠などはほかの学校と同じなのでしょうか。

学校支援課長 同じ人数枠の中で同時に、杉並和泉学園を地域の運営学校としまして実施していくものでございます。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

教育長 この杉並和泉学園は、ことしの4月1日に制度化されたわけですが、この間、新泉小学校、それから和泉小学校、また、和泉中学校は学校支援本部を合同で設置して、3校一体化した教育活動の支援を行ってきております。そういう意味からすれば、この杉並和泉学園が設置された時点において、それぞれ制度上小学校、中学校は別ですが、学校運営協議会を一緒に設置するということは時宜を得たものであると思えると思います。

また、恐らくこれまで学校支援本部として活動し、学校を支援していただいた地域の方々も、そういった方向性で新しい学校運営協議会ができることについても賛同を得られるものと私は思っております。

なぜかと言いますと、この和泉学園を発足させるまでに、約10年を要したわけで、この10年間の間に地域の方々からいただいたご理解とご支援というものは非常に大きなものがあります。その支援があったからこそ、和泉学園を発足させることができたと言っても過言ではないくらい

に高く評価できるものと思っておりますので、新しくできた学園の小学校・中学校に、その両方を合同で考えていく学校運営協議会ができる。これは制度上別々のものであっても同一のものとして活動していくことができれば、これまでの経過から望ましいものであると考えます。

庶務課長 ほかはよろしいでしょうか。それでは教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは議案の採決を行います。議案第56号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第56号は原案のとおり可決をいたします。

引き続きまして、報告事項の聴取を行います。事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項1番「指定校変更（第7号事由）に係る審査基準等の策定について」、学務課長からご説明いたします。

学務課長 報告の前に1つだけお知らせをさせていただきます。ウェブサイトにはクックパッドという料理レシピのサイトがあるのですが、明日9月1日の午前10時から杉並の給食をアップしますので、ぜひ皆さん、アクセスしていただけたらと思います。広報すぎなみへの掲載は9月11日号ですのでご覧ください。

それでは私から、指定校変更の第7号事由に係る審査基準等の策定について、ご報告をさせていただきます。指定校変更の第7号事由は、学校の特色ある教育活動等に参加を希望する場合に、児童の希望を尊重する仕組みとして学校希望制度の終了に伴う経過措置と合わせて、平成26年度4月の新入学者から実施してきました。ことしの4月入学をもって学校希望制度が終了したことから、指定校変更制度の相談や申し立てが増加すると予想されます。そのため、指定校変更申し立て第7号事由に係る審査方法、事務処理基準等について、より客観的、効率的に審査できるよう審査基準等を策定したものでございます。

まず、審査基準等の内容でございますけれども、(1)としまして、受け入れ枠でございます。第7号事由による受け入れ人数は上限枠を設けまして、小学校は10人、中学校は15人とします。ただし、学校によっては、教室数等に制約のあるところもありますので、毎年9月に住民基

本台帳の人口や学習環境等を考慮しまして学校と協議の上、受け入れを行わない等の対応について決定するものいたします。

次、(2)の審査基準につきましては、1枚おめくりいただいて、「指定校変更第7号事由に係る審査基準等について」をご覧ください。こちらの申し立てをする場合ですけれども、表に記載のとおり、左側に質問項目を書いておりますが、指定校ではなく、その学校を志望する理由や学校の特色など4つの質問について志望理由書を作成して学務課へ提出していただきます。提出後の志望理由書は、質問ごとに志望動機の妥当性など審査の視点に沿って、Aの「非常に評価できる」5点から、D「あまり評価できない」2点、それからEの記載なしゼロ点まで、名前をマスキングしまして採点をいたします。総合評価を含めまして30点を満点として志望校ごとに申し立て者の得点によって順位をつけ、受け入れの対象者を決定するものでございます。ただし、認定可能な最低ラインは10点以上としまして、定員に達していない場合でも9点以下は不認定ということにいたします。

小学校と中学校の志望理由書につきましては、おめくりいただいて、それぞれ後ろに添付をしております。

それから、参考としまして、現行の要綱もつけてございますので、後ほどご覧ください。

次にお戻りいただきまして、(3)審査方法でございますけれども、こちらは、まず学務課で1次審査として記載事項等の書類審査を行います。その後、各学校の校長が審査基準の配点に基づいて採点をし、これを2次審査といたします。その後、2次審査の結果等を踏まえまして、教育委員会が最終的に認定・不認定を決定し、学校と保護者宛てに通知をいたします。

(4)の審査期間につきましては、例年よりもスケジュールを若干前倒ししまして、12月中旬に就学通知書と指定校変更のご案内を発送いたします。7号事由による申し立ての受付期間は、小学校は年が明けて1月18日から22日、中学校は2月2日から5日といたします。認定の可否については受付後20日以内に決定することといたします。

今後の予定スケジュールについては記載のとおりでございます。

広報につきましては、区のホームページが9月30日にアップ、教育報も9月30日号、「広報すぎなみ」には10月1日号で掲載を予定しており

ます。

私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明についてご質問、ご意見等ございますでしょうか。

伊井委員 希望制度が実質的に弾力的に対応されながら終了したわけなのですけれども、全体的な小・中の人数の配分というのは、廃止される前と、それから希望制度があったときというのは何か変化がございましたでしょうか。

学務課長 学校希望制度の経過措置としまして、受け入れの人数の枠を40名から30名、20名と1年ごとに下げてきております。その経過の措置によりまして、実際に希望される学校を希望されれば、変更の希望者も減っておりますし、変更を希望した学校に入るお子さんの数も落ちついてきているかなと認識をしております。

庶務課長 ほかに、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

対馬委員 審査は何人ぐらいで、どういう方がなさるのか教えていただければと思います。

学務課長 審査につきましては、1次審査は学務課の職員が事務的な文書の、名前が間違っているとか、希望できない学校を書いているというようなところを書類審査します。2次審査につきましては各学校の校長が審査をいたします。その後、学校で審査したものを提出してもらい、全ての学校の審査内容を教育委員会としてもう一度再確認をして、もし不明な点等あれば学校に問い合わせをして、その上で最終的な決定をするという2段階で考えております。

折井委員 2点質問がございまして、1点目は審査基準等の内容の受け入れ枠についてなのですけれども、今回小学校は10人、中学校は15人が上限ということになっているのですけれども、この人数の違いはどういったところから来ているのか、そして人数の設定の経緯について教えてくださいませんか。

学務課長 まず、受け入れ枠の10人、15人という設定でございますけれども、先ほど申し上げましたように学校希望制度の受け入れ枠というのを40人、30人、20人と下げてきております。最終的には終了ということでございます。ということは、これからは住所地の指定校への就学が基本ということになるわけなのですけれども、こちらとしては制度の周知に努め

ていますが、ご存じなくてやはり希望する方が一定程度はおありだろうということで、これまでの希望制度で実際に入学された数の生徒数とかを参考にしまして、基本は10名という枠をまず決めました。

次に中学生の15名でございますけれども、中学校については、小学校に初めて入るお子さんよりも、小学校で小・中一貫校の推進の活動に属して、その推進校に進学をしたいと考えるお子さんがいらっしゃるだろうということと、あと、部活動について一定の希望を持って、その希望する部活のあるところに行きたいという希望が一定程度あるのではないかとということで、小学校よりも5名枠を広げて15名とさせていただいたところでございます。

あとは、この設定の経緯ですけれども、小・中学校の校長を含めた検討会を設置いたしまして、3回にわたって検討を進めてきました。決定に当たりましては、それぞれの検討の結果を、小学校中学校自主校長会に報告をして、そちらでもご議論いただいてフィードバックをいただく、その繰り返しをする中で、今回基準を策定させていただいております。

あと、小中学校のPTAの役員の方々にもご意見を伺ってつくってきたということでございます。

折井委員 学校側、保護者側の意見を聞きながらということで決定されたということですね。ありがとうございます。

2点目です。審査基準についての2枚目なのですけれども、こちら統一的な審査基準を設け、30点を満点ということで、質問が上から1、2、3、4つ目までで、5点×4で20点ですよ。最後の総合評価が10点分ということになりますよね。Aが9点か10点。Bが7、8というふうにあるのですけれども、その表の下の※1)の「総合評価とはA～Eでは評価しきれない部分について総合的な判断により加点するもの」とございます。この「A～Eでは評価しきれない」というのがちょっとよく理解できないので、この総合評価、要は3分の1の点数が結構大きいと思うのです。この部分がどのような審査になるのかを教えてくださいませんか。

学務課長 この配点の表につきましては、4つの質問についてAが5点ですので、ここで20点。総合評価で10点を配分しておりまして、なおかつAの中で9点、10点と分けておりますのは、相対的にどうしても選ばなくてはいけないということで、得点差がつかなくてはいけないというの

がありますので、項目ごとに審査をしていって、ここは5点、5点、5点ときて全部20点になった場合、ではどうやって評価をするのかといったときに全体を見て、例えば志望理由でありますとか、その後どうしたいとかいった全体的なバランスでありますとか、そこから受ける印象といったところで最終的に採点をしていくという考え方でございます。これについても、校長会からご意見をいただいたのですが、審査の項目ですとか、審査の視点とかいうのも、審査をする上で点をつけるのであれば難しいから、やはり視点を明確にした上で定めるべきだろうということで加えたところがございます。この、9点、10点という区分けも、校長からの意見を取り入れて定めたところです。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。

教育長 これは選抜試験ではないので、例えば私立校や都立高校などの入試のように点数が高い子を取ろうというものではないということは、よく保護者に理解していただかないといけないと思います。

つまり、ほかにもこの指定校変更を申し出る事由はあるわけで、そういう事由で、本来だったら指定された学校に入学したり進学してもらうのが筋なのですけれども、様々な理由で、その学校ではなくてほかの学校を選ぶということであれば、それは単に希望した子どもの中から優秀な子を選ぶということではなくて、事情をよくお聞きして、いわゆる本来進学する学校ではなくて、こっちの学校でということ、ある1つの問題は解決される。

つまり、そのお子さんが持っている問題を解決するために指定校変更というのはあるわけです。例えば、こういうことをしたいと考えているけど、それが進学先では実現できそうもないということであれば、それは1つの問題ですから、それを解決するための環境を用意するということだったら、それが本当にその子の、いわば自発的なものであったり、将来のことでそうすることが望ましいことであるのかどうかということ、をみんなで考えるわけですから、あくまでも選抜試験ではないということです。ですから、そういう受けとめ方をされるような説明はしてはならないし、ぜひ保護者に理解をしていただきたいと思います。

例えば、第7号事由以外のものの中には、上の子が通っているから保育に欠ける時間が多いので、できれば上の子も下の子も同じ学校に通わせたいという、これは切実な事情であるだろうと思うのですね。そうい

ったことで指定校を変更することによって、その事情が解消するのであれば学校を変えましょうという、そういうことで指定校変更制度というのはあるわけですから、第7号事由もそういうもののひとつだということをしちっと保護者には理解していただく必要があるかと思えます。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。

伊井委員 ぜひ、保護者の方には、指定校が変わったことで、前向きに学校教育に参加していただけるような一言を伝えていただけるといいなと思います。特に距離のことで、指定校になるとちょっと遠かったりということが全く発生しないわけではないことが過去にありまして、ぜひ、そういう意味で、学校にいらっしゃるのであれば、様々な教育にご理解いただいて前向きにご参加いただくような体制があるといいなと思っております。

学務課長 努力させていただきたいと思えます。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。それでは、報告事項1番につきましては以上とさせていただきます。

引き続きまして、報告事項2番「高円寺地域における新しい学校づくりに伴う通学区域の特例措置について」、引き続き、学務課長からご説明いたします。

学務課長 それでは、高円寺地域における新しい学校づくりに伴う通学区域の特例措置について、ご報告をいたします。

平成31年4月開校予定の高円寺地域における新しい学校の指定通学区域については、現在の杉並第四小学校と杉並第八小学校の通学区域を基本とし、別途、開校までに決定することとしております。こうした中で杉並第八小学校の南側及び杉並第三小学校北側の通学区域については、それぞれ高円寺中学校と高南中学校の相互の通学区域に区分されております。平成27年4月入学者をもって学校希望制度が終了しておりますので、これらの区域に居住する就学予定者を含む児童に対しては杉並和泉学園の場合と同様に、新しい学校の開校を見据えて就学校を選択できる特例措置を講ずることといたします。

1番の「特例措置の内容」については、おめくりいただいて別紙をご覧ください。こちらの青い枠の部分が杉並第四小学校と杉並第八小学校を合わせた通学区域で、新校の基本とする通学区域でございます。それから、赤い枠が高円寺中学校、緑が杉並第三小学校、紫が高南中学校の

通学区域となります。

このうち図のAの地域につきましては、杉並第八小学校南側の通学区域で高南中学校が指定校でございますけれども、新入学の児童については下の表にございますとおり、杉並第三小学校、それから杉並第十小学校への入学に配慮をするということでございます。また、在校生につきましては、高円寺中学校への入学に配慮をいたします。

また、Bの地域につきましては、第三小学校北側の通学区域で、新入学児童につきましては下の表に記載しておりますとおり、杉並第四小学校と杉並第八小学校への入学に配慮をいたします。また、在校生については、高南中学校への入学に配慮することといたします。

次に、1枚目にお戻りいただきまして、「特例措置の実施方法」でございませぬけれども、当該地域に居住する就学予定者を含む児童について、指定校変更の申し立てにより対応をすることといたします。

また、3の「特例措置の適用期間」でございませぬけれども、この特例措置については当面、新しい学校が開校するまでの間適用することといたします。

なお、平成32年4月入学者以降の取り扱いについては、この特例措置の実施状況等を考慮しまして、新しい学校の指定通学区域と合わせて平成30年度に決定をいたします。

今後の予定スケジュールは記載のとおりでございます。

私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございますでしょうか。

對馬委員 この地域は、もともと小学校の数が比較的多いといえますか、この地図で見ても杉八、杉三、杉十と比較的近いところがございますので、やはり杉四と杉八以外の学校にも多少の影響といえますか、出ないとも限りませんので、やはりこの地域の住民の方々が落ちついて学校生活を送れるような配慮をお願いしたいと思います。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項2番につきましては以上とさせていただきます。

引き続きまして、報告事項3番「区立小学校における特別支援教室の設置について」、特別支援教育課長からご説明いたします。

特別支援教育課長 私から、区立小学校における特別支援教室の設置について、ご報告いたします。東京都教育委員会より公表された「特別支援教室の導入ガイドライン」では、平成28年度から平成30年度までの3年間で、全公立小学校に特別支援教室を設置し、これに伴い現在の情緒障害通級指導学級を発展的に吸収・廃止することとしています。

この方針を受け、特別な支援が必要な児童に対する支援の充実を図るため、教育ビジョン2012推進計画及び特別支援教育推進計画に基づき、区立小学校における特別支援教室の設置を進めることといたします。

初めに、特別支援教室の概要ですが、各小学校に特別支援教室を設置して、巡回指導の拠点校から専門の指導教員が各校の特別支援教室へ巡回して対象児童を指導するシステムとなります。このため、拠点校及び巡回を受ける複数校による巡回指導エリアを設定し、エリア内の1校を拠点校に位置づけます。対象となる児童は、従来の情緒障害通級指導学級と同様、知的障害のない自閉症・情緒障害等の発達障害のある児童とします。

次に、特別支援教室設置の意義についてですが、巡回指導教員が巡回校で具体的な指導内容、支援の方向等を助言するなど通常学級の担任と連携することにより、特別な支援が必要な児童に対して、これまで以上に効果的な指導が可能になることや、他校にあった通級学級での移動に伴う負担がなくなることにより、潜在的な需要への対応が図れることなどがあります。

次に、区立小学校への設置計画についてですが、対象児童はこれまでの通級指導学級における指導環境を継続する観点から、巡回指導エリアは区内5エリアによる通級指導学級のエリアを巡回指導エリアとするとともに、既存の通級指導学級がある学校を拠点校に位置づけます。情緒障害通級指導学級における通級指導エリアは別紙をご参照ください。

では、資料裏面をご覧ください。平成28年度から30年度までの設置計画ですが5つの指導エリアの学校数等の状況を踏まえ、28年度は学校数・児童数ともに標準的な富士見丘小エリアから設置をします。29年度は高井戸第四小、杉並第七小エリアを増やして3エリアに設置し、30年度はさらに大宮小エリア、八成小エリアを増やし、全5エリアで設置する段階的な全校設置を図ってまいります。

東京都の支援策の活用についてですが、記載のとおり東京都による人

的・財政的な支援策を活用してまいります。

今後のスケジュールとして、記載のとおり28年4月富士見丘小エリアにおける特別支援教室の設置、運用開始を予定してございます。

私からは以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明についてご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

伊井委員 3年かけて段階的に進めていくことの意義とか意味合いとかを教えてください。

特別支援教育課長 まず、新しい制度でございますので、これまでの指導内容、方法等を踏まえて行いますけれども、まず段階的に丁寧に行いながら、その課題等を発見して次に生かしていくということで考えてございます。

事務局次長 今、担当課長からご説明いたしましたけれども、1つはこれまでの通級指導学級でやってきたことをやはり継続性をもって発展させていかなければいけない、そうしたことも段階的に進めていく1つのポイントとしてあります。

もう1つは、今の課長の話にも含まれていましたけれども、今の通級指導学級の5つのエリアというのは、学校数とその対象児童数が、やはりエリアによっては学校数が非常に多かったり、あるいは対象児童が多かったり、そういう状況になります。そのため、今後まず標準的な規模である富士見丘小エリアから始めて、そうした実績を踏まえて必要などころには拠点校を増やすような調整も必要かなと思っています。そうしたことを総合的に考えますと、一気に呵成に進めるのではなく、このように3年間かけて段階的に着実に進めることがこれまでの実績を生かしていくという観点も含めて大切なことと受けとめているところでございます。

伊井委員 ありがとうございます。ぜひ、子どもたちによい学びがうまく伝わるように、よろしく願いいたします。

對馬委員 今まで情緒障害学級がなかった学校に特別支援教室ができる就非常いい方向になっていくと思うのですがけれども、巡回指導になったときに、学校側は例えば教室を1つ増やして、そこに週1日巡回の指導員の方が来て、対象の子がそこで学習をするとか、そういうようなイメージなのかどうか、その辺を少し具体的に教えていただけますか。

特別支援教育課長 委員のご質問のとおり、教室1つもしくは2分の1程度の教室を用意して、そこに対象の児童が行く、そこに巡回の指導の教員が行ってそこで指導する、もしくはまた教室の中でもその活動状況を見ながら担任と連携しながら指導、支援をするということが、今回のシステムとなってございます。

庶務課長 ほかはいかがでしょうか。

教育長 都による人的支援として、特別教育支援専門員を配置するわけですね。これは月、大体何日分ぐらいの人的措置がされるのですか。

特別支援教育課長 専門員につきましては非常勤として、月16日程度、その学校に配置をされる予定となっております。

教育長 そうすると巡回指導員が来るときは合同で連携して指導をする。巡回指導員が来ない日は、この特別支援教室の専門員が担任とともに指導をするということですか。

特別支援教育課長 専門員は直接の指導は行う予定ではございませんが、児童の行動観察等を行って、その教員、また巡回指導員との連携を図る、そういう役割を担っております。

教育長 月16日ということは、週4日で4週ですので、ほぼ、担当者はそこに常駐することができると考えてよろしいのですか。

特別支援教育課長 具体的な勤務条件等はまだ正式には伝えられておりませんが、一応そのとおり考えているところでございます。

教育長 計算上はということですね。

先ほど次長も説明をしておりましたけれども、これまで杉並区では情緒障害を持つ児童・生徒のために通級指導学級を設置して、そこでフォローしてきたわけですね。その方向性は我々の長期計画の中にも位置づけられていて中学の教室を今度高井戸中学校につくりますし、小学校も、仮に7ブロックあるとすれば、今、5校ですので、ブロックに1つずつというふうな勘定をすれば、もう少し増やしていく必要があるだろうという、そういう認識は持っていたわけですがけれども、都の基本的な方向は各学校に情緒支援教室を設置して、そこで対応していくというものです。拠点校を置いて、そこからの専門的な力を持った人が巡回して来て指導するということであるにしても、今まで杉並区が培ってきたその通級学級のノウハウであるとか実績であるとか、あるいはそこで学んだ生徒たちのその後の様子であるとか、いろいろなことを考えるとやは

り通級学級の果たしてきた役割は非常に大きいものがある。この財産はぜひ生かしていく必要があるだろうと思います。

杉並の通級学級が果たしてきた役割と、そこで積み上げてきた成果や様々な知見を、今後特別支援教室を全校展開するに当たっても活用して、さらに発展させていくような方向性をやはり持っていく必要があるだろうと思います。

ですから、来年1年で一気にやるのではなくて、来年初年度はひとつのブロックで展開して、そこでの成果を踏まえて、29年度、30年度と3年間かけて望ましいものにしていこうという、こういった方向についてもやはり保護者やPTA、あるいは地域の方々によく理解していただく必要があると思いますので、そののところ、ぜひ説明をして、各学校に特別支援教室を置くことの意義とそこでの教育の展開のあり方について杉並区はこう考えているということをご理解を求めていってほしいと思います。

庶務課長 ほか、よろしいでしょうか。

それではないようなので、報告事項3番につきましては、以上とさせていただきます。

引き続きまして、報告事項4番「適応指導教室さざんかステップアップ教室『宮前教室』の開設について」、引き続き、特別支援教育課長からご説明いたします。

特別支援教育課長 適応指導教室さざんかステップアップ教室「宮前教室」の開設について、ご報告いたします。杉並区教育ビジョン2012推進計画に基づいて、中学校不登校生徒対象適応教室1カ所を新たに開設し、従来の学習を主体とした機能に加え、交流・居場所的機能を備えた新たな拠点として運営をしてまいります。

まず教室の概要ですが、名称は、適応指導教室さざんかステップアップ教室「宮前教室」です。定員は20名程度となります。ほかの教室においても定員20名であっても、生徒の通室状況等を踏まえて25名程度の受け入れをしておりましたので、宮前教室でも同様といたします。所在地は記載のとおりです。

教室の規模についてですが、1階約160平米に教室、活動スペース、個別の相談室等、2階約100平米に学習室、オープンスペースを配置して、1人であるいは小集団での活動ができて、交流・居場所的な活用が

図れるよう整備しております。

運営体制は、教育指導員2名、教育相談員3名の計5名です。心理職の教育相談員を複数配置して生徒の相談等により丁寧な対応ができるような運営体制をとってございます。

今後のスケジュールですが、9月上旬から入室相談の受け付けを始め、29日に開室式を行い、30日から通室を開始する予定でございます。

私からは以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございますでしょうか。

對馬委員 こちらは中学校の教室に入りづらい生徒などが対象かと思うのですけれども、学習はそれぞれ自分に合った学習を個別にしていけるということが基本でしょうか。集団での活動みたいなものもあるのでしょうか。

特別支援教育課長 学習につきましては本人のやりたい科目を選択できるように、また、学習以外の小集団の活動ということも、今回プログラムとして用意してございます。そちらではゲーム等、そうした活動に参加できるということを考えてございます。

對馬委員 これから入室相談ということですが、こちらに通うことになった場合、学校のかわりに毎日通う必要があるのかということと、それからご本人の希望した時間帯だけいてもいいよというような柔軟な対応なのか。特に今回の場合、その交流・居場所エリアというのが設けられているようですので、例えばそこに来てただいるだけでもいいのかとか、そういったあたりを教えてくださいませんか。

特別支援教育課長 基本になる学習時間、また、スケジュールは決まっておりますけれども、本人の状況によって1日いられないということになりましたら午前中、もしくは午後から来て居場所エリアでゆっくり過ごさず、そういうことも可能な体制を取っていくことも考えてございます。

對馬委員 この居場所エリアにつきましては、入室しているお子さんだけが使うというイメージなのでしょうか。ほかの子でも、ちょっと来てもいいとか、そういうことはあるのでしょうか。

特別支援教育課長 基本的には、入室の検討会を通った生徒の方が来るということを予定しているところです。

折井委員 3番の運営体制について少し説明いただけますでしょうか。教

育指導員の方と相談員の方、それぞれ2名、3名ということで、勤務体制ですとか、役割分担について教えていただけますでしょうか。

特別支援教育課長 勤務時間につきましては、8時半から5時15分という通常の職員の勤務で、役割としましては、教育指導員は主に学習を見る。教育相談員は心理職ですので相談を受けたり、また、場合によっては学習を見たりということで、交流・居場所的エリアにただ1人いるとか、そういう場合に寄り添ったり、そういう活動はまた職員全体で見て対応していくと、そういうことを考えているところでございます。

折井委員 指導員の方は学習を見られるということなのですけれども、中学生なのでかなりいろいろな科目があってやや難しいようなこともあるのかなと思うのですが、これは基本的にどの教科をやりたいときもそれに指導に当たるという理解でよろしいですか。

特別支援教育課長 教育指導員につきましては、小学校の全科の職員と、あと英語を担当する職員ということで基本全ての学習は見られるようになっていきますけれども、やはり不登校の生徒さん、なかなか学習が中学校に追いついていないところもありますので、基礎的な学習、小学校からでも復習できるような、そういう体制を考えているところです。

伊井委員 2点あるのですけれども、保護者の方々はいろいろ思いを重ねていらっしゃると思うので、その辺の相談体制というのが合わせてあるのかどうかと、出欠というのでしょうか。来ているということがおうちの方はわかっている、おうちを出たら出席を取って、きょうは来ているとか、来ていないとかいうのをその日によって、行く気持ちになれなかったりということもあるかもしれないし、そのあたりはどのような体制を取られているのでしょうか。

特別支援教育課長 保護者の方とも面談をいたしまして、どういう形で通うのか、そういうところを決めた上で通ってきていただきます。ですので、「きょう、休みです」ということは連絡いただかないと来たかどうかということがありますので、そういう連絡はいただくようにしているところでございます。

庶務課長 ほかによろしいでしょうか。

それではないようですので、報告事項4番につきまして以上とさせていただきます。

引き続きまして、報告事項5番「学校運営協議会委員の任命について」、

学校支援課長からご説明いたします。

学校支援課長 学校運営協議会委員の10月1日からの任命につきましてご報告申し上げます。まず、先ほどご議決いただきました杉並和泉学園と西宮中学校の委員でございますが、資料の裏面をご覧くださいと存じます。校長初め記載の各位以下、今般委員として任命をさせていただいております。それぞれ1期目ということでございますので、平成27年10月1日から29年9月30日までが任命期間ということになってございます。

また、この西宮中学、杉並和泉学園の公募委員を応募する際に、合わせて公募委員の欠員となる小学校・中学校につきましても委員の公募をさせていただきました。表面をご覧くださいと存じます。

まず、杉並第二小学校のお一方、三谷小学校のお一方、天沼中学校のお三方、荻窪中学校のお一方がこの度新たに学校運営協議会委員としまして、平成27年10月1日を始期としまして任命をさせていただく予定でございます。

杉並第二小学校のお一方と三谷小学校の公募委員の方、天沼中学校の3名の公募委員の方、荻窪中学校の公募委員の方のうち、三田委員につきましては、今回合わせて公募をさせていただいた上での公募委員としまして新規に委員となっていた方でございます。

富士見丘小学校の学識経験者、校長推薦の柳瀬さん、木村さん、栗岩さんにつきましては更新でございます。

天沼中学校、生重さん、高橋さん、鶴岡さん、三石さんについては更新でございます。

荻窪中学校の公募委員の石井さんにつきましては更新でございます。

三谷小学校の新谷さん、学識経験者でございますがこの方と、荻窪中学校の高田さん、この方も学識経験者でございますが、この方につきましては新規でこの度委員として任命させていただく方でございます。

私からは以上でございます。

庶務課長 それではただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

折井委員 新泉和泉小学校ですけれども、学識経験者の白瀧一紀委員なのですが、現職が秋田大学の客員教授ということで、大学によって客員教授の扱いというのは大分違うので実質的にあまり出講なさっていない

可能性もあるのですが、この方は秋田にお住まいなのでしょうか。それともこちらの方にいらして、そのまま委員として活動してくださるということなのでしょうか。

学校支援課長 この方につきましては、この地域にお住まいでございまして、この現地でご活躍いただく予定でございまして。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。

對馬委員 学校運営協議会委員の更新の方がたくさんいらっしゃいましたけれども、更新何期までというのはありましたか。

学校支援課長 まず公募委員につきましては3期まででございまして。校長推薦につきましても3期なのですが、必要な場合には4期まで認められてございまして。学識経験者は5期まででございまして。

對馬委員 そうすると、公募委員で最初入っていて、その後、校長推薦に切りかわるという場合もありますか。

学校支援課長 ございまして。

對馬委員 そうすると、それは切りかわった段階でそこからまたさらに3期とか、そういうことになるのでしょうか。

学校支援課長 切りかわった段階でそこからまたカウントがスタートすることになります。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。

それではないようですので、報告事項5番につきましては以上とさせていただきます。

引き続きまして、報告事項6番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課長からご説明いたします。

生涯学習推進課長 私からは、教育委員会の共催・後援名義の7月分の使用承認についてご報告をいたします。7月分の承認の合計でございましてけれども、件数47件ございました。内訳でございまして、定例・新規の訳は、定例が42件、新規が5件。共催・後援の訳が、共催が9件、後援が38件でございまして。

新規につきましてご説明をさせていただきます。新規は全て後援でございまして。担当課が生涯学習推進課のものは2ページでございまして。1番の団体名は「杉並区交流協会」、事業名が「海外文化セミナー第3回まるごと台湾フェア」が1件。2件目が「『60万回のトライ』杉並上映実行委員会」、「『60万回のトライ』杉並上映会」でございまして。

スポーツ振興課の新規が2点でございます。8ページをご覧ください。8ページの1番「公益社団法人日本ダーツ協会」の「第32回日本障がい者ダーツ選手権大会」でございます。スポーツ振興課の方の2点目が、9ページの最後16番でございます。「杉並区スポーツ振興財団」の「第92回春のすぎなみ区民歩こう会『新緑の江戸城お堀端と神田・本郷界隈を歩く!』」というものでございますが、こちら大変失礼をいたしました。4月承認分の報告漏れでございます。

次に、済美教育センターのもの、10ページでございます。「日本ラグビーフットボール協会」の「文部科学省2019年ラグビーワールドカップ普及啓発事業タグラグビー指導者研修大会」でございます。

共催・後援名義使用承認については以上でございます。

庶務課長 それではただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございますでしょうか。

折井委員 済美教育センターの新規のタグラグビーというのは、これは何ですか。

済美教育センター所長 昨今、小学校の体育の1つと、ゲームとして幾つか導入されているものでございまして、本来、普通のラグビーですと、タックルをして相手を倒してボールを奪うという競技になりますが、タグと呼ばれるひもみたいなものを腰のところに付けまして、それを取られたら、いわゆるタックルと同じような効果になっている、そういったニュースポーツというのですか、そういったものでございます。

折井委員 では、安全に配慮したスポーツということですね。ありがとうございます。

庶務課長 ほか、よろしいでしょうか。

それではないようですので、報告事項6番につきましては以上とさせていただきます。

引き続きまして、報告事項7番「指定管理施設の年末年始の開場について」、スポーツ振興課長からご説明いたします。

スポーツ振興課長 指定管理施設の年末年始の開場ということで、平成21年度から既に行われてきたものなのですけれども、本年も休場日となっております年末の12月28日と年始の1月4日を一般開放などで貸し出しを行うといったものでございます。午前9時から5時までは体育館等でございますが、上井草スポーツセンターのみ午前9時から午後9時まで

でということでも夜も遅くまで営業するといったことをございます。

例年ではございますけれども、「広報すぎなみ」や区ホームページなどで幅広く区民の方に周知して、ご利用いただきたいと考えております。以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明についてご意見、ご質問等ございますでしょうか。

對馬委員 その他の（１）のところに、この３施設では利用者の状況を踏まえて、27年度は実施しないと書いてあるということは、ほかの実施するところは結構人が来るといことなのかなと思うのですが、どのぐらい利用者はあるのでしょうか。

スポーツ振興課長 3,000人強だったと。

對馬委員 全体で。

スポーツ振興課長 はい。

對馬委員 わかりました。結構皆さん、いらっしゃるんですね。

スポーツ振興課長 1月3日には、かるたとかたこ揚げ等々、お正月にふさわしいことなども行いましたので。

庶務課長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではないようですので、報告事項7番につきましては以上とさせていただきます。

引き続きまして、報告事項8番「『杉並区いじめ防止対策推進基本方針』の策定について」、済美教育センター統括指導主事からご説明いたします。

統括指導主事（手塚） 私からは、杉並区いじめ防止対策推進基本方針を策定しましたので、このことについてご報告をさせていただきます。

1 ページ目をご覧ください。杉並区ではいじめ問題について、済美教育センターの教育SATによる学校支援や電話によるいじめ相談等の取組を着実に進めてきました。今回策定した「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」は全ての児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止対策の推進法に基づき、いじめの防止等のための対策を一層総合的にかつ効果的に推進することを目的としています。

本基本方針は、大きく3つの基本的な考え方に成り立っています。

1 点目は、「いじめを許さない学校をつくる」ということです。いじめを許さないという教員としての意識向上を図るとともに、学校がいじ

め問題に組織的に対応できる校内体制を整備していきます。

2点目は、「児童・生徒の主体的な行動を促す」ということです。これは、児童・生徒のいじめに関する理解を深めさせ、児童・生徒がいじめをしない、いじめを放置しないなど、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにしていきます。

3点目は、「家庭・地域・関係機関と連携した取組みを進める」ということです。いじめが複雑化・多様化する中、家庭・地域・関係機関がそれぞれの役割を認識しつつ、連携を図り、いじめ問題解決に向けて社会全体による取組を進めてまいります。

また、本基本方針では、いじめ防止等に関する事項について専門的な知見に立った意見を参考にするため区長の附属機関として設置している青少年問題協議会との連携を図ってまいります。

続いて、最後のページの全体図、A3判の大きいページになります。こちらをご覧ください。

本基本方針では、教育委員会が取り組んでいくことを縦のライン、学校が取り組んでいくことをさらに縦のライン、教育委員会と学校が連携して取り組んでいくことを真ん中のところに明確に位置づけました。

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人権や教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命、または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある、絶対に許されない行為であります。

今後、本基本方針を学校に周知するとともに、いじめはどの学校でも、どの児童・生徒にも起こり得ることという認識に立ち、いじめの未然防止に向けての取組を着実に進めてまいります。

私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございますでしょうか。

對馬委員 こういった方針を出すことがまず一番最初の予防かなと思いますので、非常に有意義なことだと思っております。子どもたちのいじめサミットを見ていても、非常に子どもたち赤裸々に中学生はいろいろな意見を出してくれるなど。あそこに多くの区民の方が来ていただくということが1つ大きな効果があるのではないかなと思うのですけれども、毎年繰り返されるのはやはり大人をあまり信用してもらえていない

ような感じをどうしても感じることもありまして、やはり大人は何をしたらいいのだろうというところが、非常に大人として何をしてあげたらいいというよりも、やはり何をしたらいいのだろうかのかなという感じがすごく、あそこに行くと子どもたちからいつも課題を突きつけられるような、子どもたちは非常に主体的に動いているけれども、私たち大人は何をしていったらいいのだろうかかなというのをいつも感じます。やはり子どもたちがいくら主体的にやっても、どうしても変えることのできない大人たちの中の部分というのは、子ども側から変えることができない部分というのはやはりどうしてもあると思うので、各ご家庭の中とかに踏み込むことはなかなかできないですけれども、やはり子どもの力だけでは何かできない部分を大人が補っていくとか変えていくことができたらいいなと思っておりますので、これを基本にしてもっとこういったことが全体に、大人も子どもも含めて広がっていくといいなと思います。

事務局次長 今、對馬委員から言っていたことは非常に大切なことと思っています。この本編の7ページのところですけれども、まさに今、言っていたことですが、今後この方針の趣旨などにつきまして、やはり家庭・保護者の方々、そして地域・関係者の方々と共有して、それぞれ果たすべき役割をきちっと認識をして適切な役割分担の下に総合的な対策を進めていくということが何よりも重要と思っていますので、そういう姿勢でこれからも取り組んでいきたいと思っています。

庶務課長 ほかにご意見等、よろしいでしょうか。

伊井委員 いじめサミットに出させていただくと、子どもたちの方が主体的に頑張っている、本当にさっき對馬委員がおっしゃったように大人に突きつけられる問題の方が多いなという感じがしてしまうのですけれども、あそこにいらしているお子さんだったり、生徒さんというのは、かなり自分たちで自主的に考えているお子さんだと思うのですね。今、すごく携帯電話や何かで問題が中に入りつつ、潜伏しつつある状態だと思うので、これを策定して、こういうふうに出すことと、それからどういうふうになれば、予定としてここに出しますよということを書いてありますけれども、PTAや保護者の方にどんどん進めていくか、連携するか、広めていくか、皆さんにわかっているかというか理解していただくかということと同時に、これを見たときに子どもたちがどんなふ

うに、子どもたちの方が「大人も本気になってくれている」というような伝え方というのですか、そんなところで、「もしかしたら自分たちも相談できる場所があるかもしれない」というようなニュアンスと、それから毎日、先生方が学級で子どもたちを見てくださっている中で、先生たちがお忙しい中、ほんとに大変だと思うのですけれども、先生方同士の間での気づきみたいなものというのを日々お願いできるというと思います。でも、やはり一番大きくは、家庭で子どもの変化に気づいていくという、いろいろなシグナルを出していくので、そこにどう連携したり、アクセスしていくか、アプローチしていくかというところもすごく大事だと思うので、本当に細かいことにはなっていくと思うのですけれどもぜひご尽力いただき、また、私たちも学校に出向くとか何かで、子どもたちのいろいろな活動の様子を見るということでご一緒させていただければなと思っていますので、よろしくお願いたします。

統括指導主事（手塚） 今後、この件につきましては、校長会の方で周知をしますけれども、ただ、校長に今度の校長会でお話するというだけではなくて、通知文をつけて発出してまいりたいというふうに思っています。例えば、その通知文には必ずプリントアウトをして全教職員が必ず手に持ち、朝の会議等を活用して、内容を理解する、または学校から発せられた「学校だより」等を使って、このような基本方針が区から出されたということも合わせてお願いをしていくことなど多々考えられると思いますので、この基本方針をつくって終わりというわけではなく、ここでもう一度再確認をし、さらに今後に向けてもこの基本方針に基づいて取組を進めていくということを共通理解としていきたいと思います。

伊井委員 ぜひ一緒に考えるよという感じが伝わるといういいなと思います。

折井委員 5番の「いじめ防止等の取組み」というところの1番の、ページでいうと3ページ目になりますけれども、「教員研修の充実」というのが書いてあるのですけれども、これはコメントというか、どういうふうに表現をしたらいいかちょっとわからないのですが、確かに教員研修は不可欠だなと思います。今までの先生方の経験だけでは対応しきれないような、目に見えない形での、先ほどもおっしゃっていましたが、ネット上でのものですか、子どもたちが気づかれたくない、結局隠してしまうということもありますので、本当にまず発見をしてあげない

限りはどうにもならないので、その研修というのは、本当に重要で、ただ1時間や2時間レクチャー受けただけでは、実質的には教員の対応力を上げる効果があるのかなというふうに正直思います。

というのは、マニュアルのようにチェックリストをつけて発見できるくらいだったら、今まで発見できたと思うのですね。でも、この教員側の感性というのでしょうか。顔色の少しの差に気がつくだとか、ちょっとした反応のおくれに気がつくだとか、体の動きに気がつくだとか、そういったようなことは本当にマニュアルではどうにもならない部分があって、なので、例えばベテランの先生が違うクラスのお子さんなのに、「あれ？」と思う、でも、担任の先生は気づかないというようなことが起こり得るのは、やはり教員自身が気づきに、うまくそれができるかどうかということがかなり大きな違いを生むと思いますので、チェックリスト的なものではない、どういったものがあるのか私自身は本当にわからない中でお願いするのは恐縮なのですが、どうか先生たちが見つけてあげられるように、子どもたちがそのままになってしまわないような、ぜひ工夫というのでしょうか、やっていただきたいなと切に願っております。よろしくお願いたします。

統括指導主事（手塚） 今のお話ですが、担任がいじめ問題を見逃すことも十分考えられますので、学年とか、または学校全体で、組織で対応するというのを常日ごろお願いしているところです。ですから、複数の目で1つの問題をしっかりと確認するということが非常に重要になってきますので、その1つの小さな問題を教職員間で共通理解し、教職員がそれを発見した場合には、共通理解の下に解決をしていくという方法で動けるように集中していきたいと思います。

折井委員 私自身が教員をしている中で、その教員のタイプによると思うのですが、大学ですとゼミ生の問題だとか、いろいろ自分の担当生徒の問題が生じたときに、どうしても自分の生徒のことは自分が一番よく知っているからということを教員は言い出してしまうのですね。自分自身もそうならないなというふうに思うのですが、ぜひ何か問題が生じたときには、それは担任の責任がどうのではなくて、責任問題ではないし、それは隠すものではなく、みんなをよくしていくというか、問題を解決していくのだというようなことが広く学校内で理解されるように、ぜひお願いをしたいと思います。よろしくお願いたします。

統括指導主事（手塚） 学級の壁、学年の壁という1つの壁があったと思うのですけれども、それでは見逃してしまうことがありますので、それが先ほど言っている組織的という言葉につながるかと思うのですけれども、1人の目ではなくて、2人、3人の目で見られるように学校も変わりつつありますので、その辺を強調してまいりたいと思います。

對馬委員 折井委員の質問に追加ですが、やはり学校だけで、先生だけで背負わないということだと思うのですね。この間、大阪の事件、いじめとは違いますけれどもありましたが、やはり地域の人とかが、子どもが学校を出たところで、道路とかで何かそういうことをやったりとかすることってありますから、そういうのを見逃さないというのも非常に大事だと思うので、ここにありますけれども、保護者とか地域との連携というのは非常に大事だと思うので、学校だけで背負うことではなくてやはり子どもが生きているエリア、見えなくなってしまうと、ネットの奥の方まではなかなか見えづらいかもしれませんが、見えるところとはにかくみんなで見えていって、ちょっとしたことでも耳に入れ合うような体制がくれたらいいのではないかなと感じております。

統括指導主事（手塚） 生徒会サミットの際にも多くの一般市民の方がいらっしゃっていました。ああいう会を見ることによって、地域の方も「大人も何とかしていかなきゃいけないんだ」という意識が広がっていくのではないかというふうに思いますので、このような会をさらに充実させていきながら、こちらの基本方針もホームページにアップしながら地域全体で子どもたちを見守るような体制を整えていきたいと思います。

教育長 杉並区はいじめに関する法制度についてどのように対応していくかということはこの間、ずっと考えてきましたが、いじめ防止条例はつくらないという方針を掲げた理由は、いじめとか健全育成とか、子どもの豊かな人間性の涵養というのは、法律によって定められたら自動的にそれが実現するというものとは違うという認識を持っているからなのです。ここが一番大事なので、なぜ、人はそういうことをするのかという、人の弱さとか哀しさみたいなものをきちんと理解していかないといけない。水漏れ防止のためのチェックポイントとか、雨漏りを早く発見するためのチェックポイントとは違うわけですよ。だから、どんなにチェックポイントをたくさんつくって、やっているかやっていないかというふうにやって、完璧にチェックがついたから、これは大丈夫

夫ですという問題ではない。

例えば1つであったとしても、それはその子にとっては非常に深刻な問題である場合もあるし、はた目で全部チェックがついたから安心だと思っていたら実はそこから漏れているものがあった。そういうふうを考えていくと、どんなに完璧にチェック項目をつくって、みんなで見ていきましょうと言っても、それはできる話ではない。むしろそういうことを細かくやればやるほど、監視社会的なコミュニティができ上がっていく恐れだってないわけではない。

いじめという社会悪に対してみんなで力を合わせていきましょうということについては合意できていることであって、それを起こさないようにしよう、起きたらそれを早く解決していこうということだから、人の善意を信頼しているからこそできるのであって、何でも細かく、大阪市かな、いじめを見逃したら服務違反というのですが、それは切羽詰まった大阪の事情はあるかもしれないけれども、見逃したら服務違反ということになると、そうしたら今度は、見逃さないようにはどうしたらいいかということが逆に起きてくるわけですよ。だから、見逃すとか見逃さないということではなくて、人はそういう人の弱さに気づかないまま、そういうことをやってきているという、そのこと自身に気づいていくということはこの教育の中で実践していかないと、見逃しているというのではなくて気づかずにいる、その我々の弱さみたいなものをやはりみんなが理解して、だから、もう1人の人の目が必要になってくる。見逃しているわけではない。気づかないまま放置してきて、それは悪意で放置していたわけではないけれども、たまたま結果的にそうなってしまうとしたら、それはどのようにして補っていくかといったら、今度はもう1人、2人目、3人目、4人目の人が見逃さないように見ていくという、Aさんが見逃したものをBさんが、またBさんが見逃したものをAさんが見逃さないようにするという関係をつくっていかない限り、チェックが10個で足らなかつたら20個、20個で足らなかつたら100個となるに決まっているのでね。

そういうような形でがんじがらめにして、いじめをなくしていこうという方向にはまらないように、みんなで見逃さないようにしていきましょうということとは、みんなで大事に育てていきましょうという肯定的な理解に置きかえていく、そういうことが私は大事だと思います。見逃さ

ないようにしようということは、大事に育てようということと同じ意味だと。だから、決して、見逃さないためにチェックリストをつくって、チェックリストで全部チェックがついたから見逃さなかったということではなくて、一人ひとりを大事に育てていきたいと思いますという合意をもっともっと深いものにしていけたらいい。そうすると、あの中学生サミットのようなものがすごく勇気づけられるわけですよ。中学生が小学校に行って、僕たちはもういじめはやらない、いじめを見つけたらみんなですべて解決しようと言っているのだから、君たちも何かあったら言っておいでとか、やらない方がいいよということを年の近い先輩が幼い子たちに、そういう話をしてくれるということはすごくいいことだし、わかりやすい。中学生がそういうことをやろうと言っているとしたら、そこを我々はきちっとサポートしてあげなければいけないし、困っていたら助けてあげる。どこか悪いところを見つけて指摘するのではなくて、困っていたり、哀しいことがあったら、そのところを見逃さないですくい上げていくということはぜひやっていきたいと思います。

先ほど折井委員からも研修の話がありましたけれども、研修というのは、いじめとは何であり、いじめを起こさないためにはどうすべきかという「べき論」を教え込むことではなくて、やはり人を人として大事にしていくということはどういうことかということをも若い先生にもわかってもらいたいし、長い経験をして忘れてきていることが多いベテランに対しても、もう一遍思い返してもらおうということであって、それを心理学とか青年の成長の問題等に詳しい人からより適切に、単なる経験論ではなくて科学的、教育的にきちっと指摘してもらって改めて学び直すという機会にしていかないと、単なるいじめ防止研修を何回やったって、一夜漬けのマニュアルのテストと同じで、私なんか単語を100個覚えたら一晩寝てテストが終わったらほとんど忘れてしまうという、そういう研修になりかねないので、生き方として、一人ひとりを大事にしていく、そういうことが、もう一遍みんなですべて気づき合っていきたいと思いますという研修をぜひやってほしいと思います。

それで、実はこの間、中央教育審議会の分科会で、まなぎしの話になったのです。学校に先生以外の人に来てもらう、学校に先生ではない人がいた方がいいというのを私が報告したのです。それは、杉並の地域運営学校が10年たって、どういう成果が生まれたかというものの1つに、

先生たちが子どもたちを肯定的に見るようになってきた。それから、子どもたちが自信を持つようになってきているし、今も育ってきているという話の中で、なぜそうなるのかといたら、人はいつも見なれている状況だけではなくて、違うところから見られて頑張っているねと言ってもらったり、あるいはダメだよと言ってもらったりすることがすごく新鮮で、そういう違う角度から人を見る視点が必要で、それは単に監視するという視点ではなくて、まなざしではないのかと。

そこで議論になったのは、そのような複眼的な視点が必要なのだということです。複眼的な視点というのは、監視する複眼的な視点というよりは、子どもを見る目がいろいろな角度から、いろいろなまなざしで子どもを見ていく、そういう関係をつくっていかないと学校は豊かになっていかない、改めてそれをもう一遍やり直す必要があるのではないかという議論をしたばかりなのですけれども、ぜひ、杉並のこのいじめ防止対策推進基本方針が単に制度をつくって、万全のものをつくったからこれでいじめはなくなります、みんなで目を光らせていじめを防止していきましょうという、火の用心とか水漏れ防止のチェックリストではないということはやはり現場にも、我々も心していかなければいけないと思います。ちょっと長くなりましたけれども、これは大事なことなので、ぜひみんなで理解していきたいと思います。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは報告事項8番につきましては以上とさせていただきます。

以上で報告事項の討議を終わります。

教育長 それでは冒頭にお諮りいたしましたように、ここからは非公開で審議をさせていただきます。その前に庶務課長から何か連絡事項がございましたら、どうぞ。

庶務課長 次回の日程でございますが、9月9日水曜日、午後2時から定例会を予定しております。以上でございます。

教育長 それでは傍聴の方々にお願いいたします。この後は非公開といたしますので、ご協力をお願いいたします。

(傍聴者退室)

教育長 それでは引き続き、議案の審議を行います。庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 それでは引き続きまして、議案第57号「平成27年度杉並区一般

会計補正予算第2号」を上程いたします。説明は私からいたします。

本議案につきましては平成27年第3回区議会定例会に提出する議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から教育委員会に意見を求められたものでございます。

議案の資料となっております補正予算概要2ページ目をご覧ください。教育費の歳入歳出予算に関するものとして「特別支援教室」と「妙正寺体育館の改築」に係る2事業でございます。

まず「特別支援教室」についてでございます。先ほど報告事項の中で所管課から報告いたしました、東京都の特別支援教室の導入のガイドラインに基づき、平成28年度から30年度の間、小学校全校に特別支援教室を段階的に設置する予定でございます。

このうち平成28年4月に富士見丘小地域6校において、特別支援教室を開設する予定でございますが、この度東京都におきまして、特別支援教室の開設準備にかかる教材費、工事費について1校あたり100万円の補助制度が創設されたことから、区においてもこれを活用するため歳入歳出予算をそれぞれ600万円計上するものでございます。

次に「妙正寺体育館の改築」についてでございます。本件は、平成26年度から28年度までの3年間で進めているものでございますが、今回の案件は工事費にかかる労務単価の見直し及び資材価格の高騰に対応するため、工事請負契約第26条第6号のインフレスライド条項による増額分のうち、27年度分の1,828万4,000円について補正するものでございます。

この度平成26年度に新設された東京都の「スポーツ施設整備費補助金」が歳入として見込めることとなったため、財源更生を行い、都からの補助金7,930万円を新たに計上する一方、区の一般財源からの支出を1,401万6,000円減額するとともに地方債の限度額を4,700万円引き下げるものでございます。

地方債の補正につきましては、4ページ目を合わせてご覧ください。補正前の限度額は、3億6,900万円でございますが、ここから4,700万円を減額し、3億2,200万円とするものでございます。

次に1ページお戻りいただいて、3ページ目をご覧ください。この2事業による補正額は特別支援教室にかかる600万円と妙正寺体育館の改築にかかる1,828万4,000円の合計2,428万4,000円であり、補正後の金額

は147億9,835万9,000円となっております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは質問がございませんので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは議案の採決を行います。議案第57号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第57号は原案のとおり可決といたします。

以上で、本日本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。本日の教育委員会を閉会いたします。